

# 令和5年度放光寺浄水場浄水発生土有価物処理業務委託

## 仕様書

### 第一章 一般事項

#### (適用)

第1条 本仕様書は令和5年度放光寺浄水場浄水発生土有価物処理業務委託に適用するものとし、本仕様書・図面により業務を行うものとする。

#### (業務委託の場所)

第2条 本業務の履行場所は久留米市山本町豊田 614 の放光寺浄水場とする。

#### (業務内容)

第3条 本業務の概要は次のとおりとし、詳細は第二章の運搬・処理仕様に明記する。

(1) 放光寺浄水場より生じる浄水発生土の収集運搬及び有価物処理 1式

#### (人員及び機材の確保)

第4条 積込み・運搬・処分などの業務を遂行するために必要な人員及び機材は、すべて受注者において確保するものとする。ただしケーフィヤード内においては、発注者は受注者に対しショベルローダーを貸与するものとし、必要な人員等は受注者が確保するものとする。

#### (軽微な変更)

第5条 設計書及び仕様書に定める範囲内の軽微な変更または業務上当然必要なものについては、発注者と受注者の協議による。

#### (法令の遵守)

第6条 業務の履行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法、その他関係法令及び条例等に従い適切に行うものとする。

#### (暴力団排除に関する事項)

第7条 受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をすること。
- 2 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに発注者と工程に関する協議を行うこと。

#### (暴力団排除に係る下請契約に関する事項)

第8条 受注者は、当該業務の下請に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 下請契約の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- 2 下請契約を締結するときは、受注者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを発注者へ提出すること。

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

第9条 受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取り扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。

(安全一般)

第10条 業務の安全に留意して現場管理を行ない、無災害に努めるものとする。

(浄水場付近での運転)

第11条 浄水場付近での運転については徐行運転とし、アスファルト、コンクリート等を損傷しないよう十分注意しなければならないほか、積載した浄水発生土が荷台から落ちないよう十分注意しなければならない。また浄水場付近で工事が実施されている場合は、発注者と協議の上、工事に支障が無いよう配慮すること。

(事故処理及び報告義務)

第12条 業務実施に関連して事故が発生したときは応急措置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び被害の内容等について直ちに発注者に報告しなければならない。

(調査等)

第13条 発注者は必要があると認められる時は、受注者の業務の実施状況及び最終処分状況について、随時調査を行い、受注者に対して所要の報告、資料の提出及び必要な事項を指示することができるものとする。

(損害賠償及び補償)

第14条 作業の実施にあたり施設設備等を損傷しないよう十分注意して施行するものとし、損傷を及ぼした場合は受注者の負担で原形に復旧するものとする。

また受注者は、業務の履行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償等の責任を負わなければならない。

(収集運搬車両)

第15条 収集運搬を行う車両は、産業廃棄物の収集運搬車両として登録された、1回当たり7m<sup>3</sup>の運搬が可能な車両を使用するものとする。

(契約方法)

第16条 本業務は次に掲げる事項により契約を行う。

- 1 浄水発生土の運搬費用は車両1台あたりの単価契約とする。
- 2 浄水発生土の受注者の買取費用は1m<sup>3</sup>あたりの単価契約とする。
- 3 予定数量から増減があっても契約単価の変更等の補償は行わない。

(数量の確認)

第17条 運搬車両1台あたりの搬出量は7m<sup>3</sup>程度とし、積載時に発注者が立会の上、数量を確認することとする。

(搬出先自治体の事前協議)

第18条 福岡県外の施設へ運搬する場合であり、搬出先自治体が県外産業廃棄物の持ち込みに対し事前協議制度を設けている場合、受注者は当該自治体へ持ち込みに対する申請を行い、

許可を取得しなければならない。協議により持ち込み不可と判断された時は、本契約は解除されるものとする。

(提出書類)

第19条 業務に際し次の書類を提出し、その承認を得なければならない。

(1) 産業廃棄物処理計画書（様式第82号）

- ・産業廃棄物収集運搬の許可証の写し
- ・フローシート（製品等へ利用するにあたり、処理の工程がわかるもの）
- ・運搬車両一覧（車検証の写しを添付）
- ・運搬経路図（地図を添付）
- ・緊急時連絡体制表
- ・県外産業廃棄物の持込みに関する許可書（第18条に該当する場合のみ）

(2) 業務完了報告書（様式第83号）

- ・マニフェスト

(3) その他監督職員から要請があつたもの

(搬出場所の現場確認等)

第20条 受注者は業務を開始するまでに、業務場所の現場注意事項、業務手順等の確認のため事務内容について事前に発注者と協議を行うものとする。

(報告)

第21条 業務完了報告書は毎月末締めとし、受注者は毎月の業務完了後に速やかに報告書を作成し、マニフェストとともに処分状況（有効利用先の報告含む）の報告を行うこと。

(検査)

第22条 受注者は、前条の報告書について検査を受け、検査の結果委託業務が仕様書等に適合しない場合において、発注者がその契約の性質上、手直しを請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、受注者は委託料の増額を請求することができない。

(委託料の支払い)

第23条 委託料の支払方法は毎月末締めとし、受注者は前条の検査に合格した場合、当該月の運搬費用から買取費用を差引いた額の請求書を発注者に提出するものとする。発注者は受注者の請求に基づき請求の日から30日以内に支払うものとする。

(疑義の委任)

第24条 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合または仕様書の定めのない業務については発注者と受注者の協議による。

(履行期間)

第25条 令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

## 第二章 運搬・処理仕様

(浄水発生土の性状)

第26条 浄水処理過程で発生した汚泥（無機性）を濃縮・脱水したケーキ状の未破碎汚泥。  
(R4年間平均含水率 59.6% 比重 0.8程度)

(処理仕様)

第27条 搬出した浄水発生土は処理施設まで産業廃棄物として収集運搬し、処理施設到着後は有価物として処理を行うものとする。

(有価物処理)

第28条 有価物処理とは、以下に掲げる条件を満たす処理を示す。

- 1 製品の原材料の一部として浄水発生土を使用すること。
- 2 1の製品の販売実績があること。

(必要な資格)

第29条 受注者は以下に掲げるもののほか、業務にあたり必要な資格を有すること。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による福岡県及び搬出先県市の産業廃棄物収集運搬業（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る）の許可。

(予測発生量・搬出予定量)

第30条 搬出予定量は以下とする。

搬出予定量 1400 m<sup>3</sup> (R4年1月～R4年12月総発生量 1868 m<sup>3</sup>)

想定搬出台数 200台

※数量は浄水場の運転状況、気候変動、排出状況などにより増減する可能性がある。

(積み込み方法)

第31条 浄水発生土はばら積みとしホッパーからの搬出を基本とするが、場合によってはケーヤードのショベルローダーにより積み込む場合がある。受注者は運搬車両が入庫可能であるか、初回搬出までに現場確認を行うものとする。

(搬出日時・搬出量)

第32条 搬出日時及び搬出量はホッパーの容量が限られるため、発注者との協議により決定するものとする。

・ホッパー容量 : 30 m<sup>3</sup>

・一日発生量 : 4 m<sup>3</sup>～16 m<sup>3</sup>

(参考) 令和4年実績 搬出日 週2日

(発生量が多い時又はケーヤードに発生土が溜まっている時は  
週3～4日程度にて搬出)

ホッパーからの一日あたり搬出量 7 m<sup>3</sup>～21 m<sup>3</sup>

※浄水発生土の発生状況により搬出しない週を設ける場合がある。